

令和7年10月15日
中国運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分のお知らせ

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月15日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（10営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
広島	八本松	1両× 60日	山口	奈古	1両× 122日
広島	戸河内	2両× 48日	鳥取	三朝	2両× 68日
岡山	作東	1両× 142日	鳥取	下市	1両× 118日
岡山	備前一宮	2両× 80日	島根	仁多	2両× 43日
山口	久津	1両× 129日	島根	佐田	1両× 44日

3. 処 分 日

令和7年10月15日（水）

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：みずたに くらた ひろもと
水谷、倉田、廣本

TEL：082-228-3460